

介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める意見書

介護サービスの提供を担う介護職員、生活相談員、介護支援専門員等の介護従事者を確保することは重要な課題であり、平成21年の介護保険の報酬改定では、介護従事者の人材確保や処遇改善などを目的に初めて介護報酬の引上げが行われ、さらに、介護職員の処遇を改善するため介護職員処遇改善交付金制度も設けられた。

しかしながら、依然として介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が続いており、さらに、この交付金制度は実質2年半の時限措置であって、その期限後における国の対応は、決まっていない。

一方、同制度は、介護職員のみを対象とし、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等を対象外としているが、施設運営は、様々な職員のチームワークで成り立っていることから、全ての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきである。

また、同制度の終了に伴い、職員に対する処遇が低下し、離職の増加に拍車がかかるおそれがあることから、今後の高齢社会を支える介護従事者を継続して確保するためには、同制度を引き続き実施していく必要がある。

よって、国におかれては、介護職員処遇改善交付金制度を平成24年度以降も継続するとともに、支給対象者の拡大など改善を図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月6日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣